

平成 29 年度高度医療機器販売業等の営業所管理者
及び医療機器修理業の責任技術者に対する継続研修会
開 催 案 内

【JPALS 研修会コード：10-2017-0015-100】

主催：日 本 薬 剤 師 会
共催：群 馬 県 薬 剤 師 会
後援：群馬県健康福祉部薬務課

1 目 的

- ①医薬品医療機器等法施行規則第 168 条に基づく高度管理医療機器販売業等の営業所管理者に対する研修
 - ②医薬品医療機器等法施行規則第 194 条に基づく医療機器修理業の責任技術者に対する研修
- なお、上記については毎年度受講の義務があります。

2 対 象 者

- ①高度管理医療機器等の販売業等の営業所管理者
- ②医療機器修理業の責任技術者

3 内 容

- ①医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令
- ②医療機器の品質管理
- ③医療機器の不具合報告及び回収報告
- ④医療機器の情報提供

4 開催日時等

日 時：平成 29 年 10 月 1 日（日）
午前 10 時～12 時（受付は 9 時 30 分～）

場 所：前橋市総合福祉会館 2 階 多目的ホール
前橋市日吉町 2-17-10 TEL 027(237)0101
（地図はホームページでご確認ください）

定 員：250 名

講 師：①群馬県健康福祉部薬務課 職員

②～④株式会社スズケン群馬営業部太田支店 岡崎智恵子 先生

受講料：群馬県薬剤師会会員 3,000 円（テキスト、修了証代含む）

上 記 以 外 5,000 円（ ” ” ）

5 申込方法等

- ①下記あて郵便局にて受講料をお振り込みください。

口座番号：00530-7-57485

口座名称：一般社団法人 群馬県薬剤師会

（注）郵便局備え付けの振込用紙をご使用いただき、振込人名は申込者名を、
通信欄には受講する研修会名を記入してください。

なお、振込手数料は振込人がご負担ください。

②同封申込書に必要事項を記入し、振込領収書を添付のうえ、県薬事務局あてFAXにてお申し込みください。

③締切日：9月15日（期限厳守）

6 注意事項

①締切日以降及び当日の受付はいたしません。

また、締切日以降のキャンセル、または当日欠席された場合には受講料の返金はいたしません。

②定員になり次第締め切らせていただきます。その場合には先にお振り込みいただきました受講料は返還させていただきます。

③申込者には参加券を、営業所（事業所）あてにお送りいたします。

当日は参加券を受付窓口に提示していただき、必ず出席の確認をしてください。参加券がない場合には受講することが出来ません。

④受講義務者は「高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可申請」の申請をした際に、管理者の氏名の欄に書いた人（個人）です。管理者が変更になっている場合には、速やかに保健福祉事務所に届出し、新しい管理者が受講してください。管理者以外の代理受講はできません。

⑤初回の申請時には、薬剤師は基礎講習を免除されていますが、本継続研修は毎年度受講しなければなりません。

⑥日程等の都合で当県薬の研修会を受講出来ない場合には、他県薬・他団体主催の研修会を受講してください。他県薬で開催される研修会については、日薬HPに順次掲載されますので、そちらをご覧ください。

7 修了証の交付

研修の全時間を受講した方には、研修会終了後に修了証を交付いたします。遅刻・早退・長時間に渡り席を離れた場合には、修了証の交付はいたしませんのでご注意ください。また、この場合には受講料の返還はいたしません。

群馬県薬剤師会 事務局

TEL 027-223-7736

FAX 027-223-5308